

北海道告示第11265号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年9月13日
(経済部所管分 その13)

北海道知事 鈴木 直道

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>洋上風力発電関連産業人材確保支援事業</p> <p>本道における洋上風力発電に係るサプライチェーンの構築に向け、道内企業の洋上風力発電関連産業への参入を図ることを目的に、人材確保や技術力強化を支援するため洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な知識・技能・資格等の取得に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>洋上風力発電事業に関連する建設工事、メンテナンス業務等を行う者、又は参入を計画する者であって、以下の条件を満たす者とする。</p> <p>(1) 道内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者であること（但し、道外に本社を置く企業の子会社を除く）。</p> <p>(2) 道税を滞納していないこと。</p>	<p>洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な専門的知識や技能、資格を取得するための研修受講に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課</p>		